障害者差別解消支援地域協議会の役割と障害福祉関連の既存の会議体

地域福祉計画（障害者計画）関連

地域福祉推進本部
地域福祉保健計画改定の審議・決定を行う。

報告

地域福祉推進本部 幹事会
地域福祉保健計画策定内容等の検討・総合調整を行う。

検討依頼 →
← 意見具申

地域福祉推進協議会
地域福祉保健計画に関する総合的な協議・意見具申等を行う。

分野別分科会
- 子ども部会
- 保険部会
- 高齢者・介護
- 障害者部会
- 保健部会

地域福祉保健計画を構成する分野別計画を策定するため、区民と行政との協働で計画の原案作成等を行う。

障害者差別解消法関連

障害者差別解消支援地域協議会
障害者差別に関する相談等に係る協議や地域における障害者差別を解消するための取組に関する提案に係る協議を行う。
・事例の集積による認識の共通化
・構成機関による周知啓発の取組
・社会資源の開発・改善

※課題
紛争解決のための第三者委員会の位置づけ

障害者差別解消推進本部
障害者差別の解消の推進に係る取組についての審議・決定を行う。

報告

障害者差別解消推進本部 幹事会
障害者差別の解消の推進に係る取組についての検討・総合調整を行う。

障害者総合支援法に基づく障害者地域自立支援協議会

障害者地域自立支援協議会
障害者等の自立に向けて、地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進するため、関係機関等と連絡調整、障害福祉に関する課題について協議を行う。

分野別専門部会
- 障害当事者部会
- 権利擁護専門部会兼虐待防止連絡協議会（虐待予防部門）
- 相談支援専門部会
- 就労支援専門部会

協議会の協議事項について、各専門分野ごとに検討し、協議会に報告する。

障害者虐待防止法関連

障害者虐待防止連絡協議会（虐待対応部門）
具体的な障害者虐待の相談案件について、調査・対応を行う。

【各会議体構成員】

会議体	構成員
障害者差別解消支援地域協議会	（資料1ページ参照） 行政、関係機関（当事者、教育、福祉、医療・保健、事業者、法曹）、その他（学識経験者等）
地域福祉推進協議会障害者部会 （17名※区職員除く） H27．3月末現在	学識経験者、医師、民生委員、福祉団体関連5、相談支援事業者2、特別支援学級連絡協議会、福祉センター幼児部父母会、富坂産業協会、就労系事業所1、公募委員3
障害者地域自立支援協議会 （18名※区職員除く） H27．11月末現在	学識経験者、医師、民生委員、障害者相談員、ハローワーク、相談支援事業者5、事業者3、就労支援センター、基幹相談支援センター、社協